

## 委託業務仕様書

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務名

2025年度東灘区における外国人との共生促進に関する業務

#### (2) 目的

持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域における多様な主体の協働と参画を推進していくためには、地域で急増する在住外国人との共生の推進にも取り組む必要がある。

そのためには、地域における外国人との相互理解を促進し、両者の関係性を構築することが重要であるが、古くから外国人も多く暮らす一部の地域を除いて、両者が接する機会がほとんどない地域もみられる。

そこで、特に近年外国人の増加が著しい東灘区南部を中心に、当該地域や在住外国人に関して知見のある民間事業者に、地域における外国人との相互理解を促進し、両者の関係性を構築するための業務を委託し、当該地域における外国人との共生に向けた基盤づくりに取り組む。

### 2 委託業務の内容

地域における外国人との相互理解を促進し、両者の関係性を構築するための業務を実施する。

- (1) 地域向け共生に関する学習会および交流の場の開催
- (2) 在住外国人向け生活オリエンテーション
- (3) 在住外国人に関する相談の受け付け等、解決に向けた支援
- (4) 地域又は外国人による共生に向けた活動の促進・支援
- (5) 定例会の開催
- (6) その他関連する業務

### 3 業務の対象地域

東灘区内（特に、本庄小学校区、魚崎小学校区、住吉小学校区 周辺）

### 4 業務の詳細要件

上記3で示す対象地域において、下記（1）～（4）の業務を実施するが、昨年度主に対策を講じた本庄小学校区だけでなく、本年度は在住外国人が急増している魚崎小学校区、住吉小学校区への取り組みに特に注力し、昨年度の好事例を取り入れる等、横展開を進めていくこと。

#### (1) 地域向け多文化共生に関する学習会および交流の場の開催

- ・地域団体等の市民を対象として、広く外国人との共生への関心を惹起し、相互理解を深めることを目的とした多文化共生に関する学習会を開催すること。
- ・対象地域に身近な場所（例：地域福祉センターや自治会館、公園等）を活用し、在住外国人と地域団体等の交流の場を開催すること。
- ・上記の学習会・交流の場については、契約期間終了までに、少なくとも3つの小学校区で各3回計6回実施すること。

#### (2) 在住外国人向け生活オリエンテーション

- ・在住外国人向けに、外国人が市内で生活していくために必要な情報（ごみ出しや自転車のルールなど）に関するオリエンテーションを、契約期間終了までに、少なくとも3回実施すること。
- ・オリエンテーションについては、希望する外国人や団体と連携して、潜在的な対象者の発

掘および参加を促すよう工夫すること。

(3) 在住外国人に関する相談の受け付け等、解決に向けた支援

- ・地域で発生した在住外国人に関するトラブルについて、少なくとも週6時間、原則毎週固定の曜日・時間を相談受付時間として設定・広報し、地域住民からの質問や相談を受け付け、多文化共生の観点から助言を行うこと。
- ・地域住民からの相談や委託者からの依頼など、必要に応じて（場合によっては委託者も同行）、通訳等、言語的・文化的に異なる外国人とのコミュニケーションの支援を実施すること。（月1回程度対応できるだけの体制を確保すること。）

(4) 地域又は外国人による共生に向けた活動の促進・支援

地域や外国人の日々の活動において、相互の参加・交流が生まれることを目指し、①多文化共生に関する事業・活動を自ら希望する地域団体や企業、住民、その他関連機関等に対しては、相談を受け付け、文化・習慣など相互理解に必要な情報提供や関係団体とのコーディネートなどの伴走支援を実施すること。また、②多文化共生に関する事業・活動の必要性は認識しながらも具体化するまでに至っていない、もしくは必要性を認識していない地域団体や企業、住民、その他関連機関等には能動的に働きかけて、①と同様に伴走支援を実施すること。なお、①については対象期間中3事業程度、②については2事業を目標とする。

(5) 定例会の開催

(1)～(4)の業務を実施するにあたっては、受託者・委託者・東灘区地域協働課をメンバーとする定例会を隔週で開催し、事業の進捗及び方向性について共有・協議すること。

(6) その他関連する業務

**5 業務実施にあたっての補足事項**

- ・本業務の実施にあたっては、昨年度の業務報告書（令和6年度東灘区における外国人との共生促進に関する業務報告書）や東灘区内の地域団体（自治会・婦人会・ふれあいのまちづくり協議会等）の外国人との共生に関する取り組み状況を踏まえるとともに、対象地域内の外国人や団体の意向も反映させること。
- ・学習会・交流の場、オリエンテーション等を開催するにあたっては、なるべく当該地域内に居住している外国人が参加するよう工夫すること。
- ・本業務の実施にあたっては委託者及び東灘区や関係機関との連携を図ること。
- ・本業務の実施にあたって疑義が生じた事項等については、随時委託者と相談のうえで対応していくこと。
- ・受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。その他、個人情報等の保護については、委託契約約款第29条を順守すること。

**6 業務報告**

- ・毎月、業務の進捗状況について月例報告書を作成し、翌月10日までにEメールで提出すること。様式は不問とするが、以下の実績を含めること。

(1) 地域向け共生に関する学習会および交流の場の開催

学習会の実施回数および参加人数

- ・学習会を通じて地域と外国人との共生への関心が惹起できた人の人数（アンケートなど）

- ・地域と外国人との交流の場の実施回数および参加人数
- ・交流の場を通じて今後も交流したい意向のある人数（アンケートなど）
- (2) 在住外国人向け生活オリエンテーション
  - ・オリエンテーションの実施回数および参加人数
- (3) 在住外国人に関する相談の受け付け等、解決に向けた支援
  - ・解決支援に関わった回数（電話・同行等の手段別）
- (4) 地域又は外国人による共生に向けた活動の促進・支援
  - ・相談・支援の実施回数（対象別）
  - ・外国人や団体に交流を働きかけた回数
  - ・地域団体や外国人、その他関連機関等による地域共生に関する事業の実施回数
- ・契約期間終了後、2026年4月24日（金）までに以下の内容を盛り込んだ業務報告書を提出すること。
  - 実施した委託事業の概要、収支報告、対応件数、事業の成果、課題
  - 委託業務実施による効果等
  - 本業務の実施を踏まえた次年度以降に向けた提言
  - その他、必要に応じて地域協働課が求める報告事項

**7 本事業の履行のために委託者が準備（提供）する資料等**  
東灘区内の在住外国人に関する統計データ等

**8 契約期間**

契約締結日から2026年3月31日まで

**9 契約金額（上限額）**

金6,500,000円（消費税及び地方消費税含む）【総価契約】

**10 委託料の支払い**

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、業務遂行上、必要であると委託者が認める場合は、以下のとおり、前金払することもできることとする。「契約締結後、契約額の3割を上限に乙の請求に基づき速やかに前金払。2025年6月30日（月）までに、契約額の3割を上限に乙の請求に基づき前金払。2025年9月30日（火）までに、契約額の3割を上限に乙の請求に基づき前金払。委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの受託者からの請求に基づき残余额を支払う。」

**11 その他**

(1) 留意事項

①業務実施にあたってはプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報情報を紛失、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。業務遂行にあたっては、委託者の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

②業務の遂行にあたっては、公の事業であることを認識し、常に公正かつ中立的な姿勢を保

つことを心がけること。

- ③本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については委託者に帰属する。
- ④事故発生時は、速やかに委託者へ報告すること。
- ⑤契約後、速やかに業務責任者通知書（別添）を提出すること。また、納品書提出時に情報セキュリティ対策の実施状況報告書（別添）をあわせて提出すること。
- ⑥可能な限り電子契約での締結とする。電子契約で締結する場合は、速やかに電子契約システム利用確認書（別添）を提出すること。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520\\_econtract.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html)

(2) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については委託者と受託者とが協議して定めるものとする。